

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

<介護保険指定基準において身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- ①徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等を付ける。
- ⑥車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルを付ける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。

しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合には、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

- ①切迫性 : 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等

の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する。

※「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する。

また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

※「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされるもっとも短い拘束時間を想定する。

*身体的拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

2. 身体的拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束およびその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代償性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合には、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ②言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討します
- ⑤「やむを得ない」拘束に準ずる拘束を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をして頂けるように努めます。

3. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

啓明園・千鳥園の利用者が、安心して利用できる質の高いサービスを提供するために、そして入居者および利用者の基本的人権を守るために、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置します。

委員会は基本的に啓明園と千鳥園で、それぞれ独立して活動するものとします。

ただし、特に必要と認められた場合には、理事長の判断のもと、両園合同で活動することもあります。

【身体拘束廃止委員会規定】

①設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討を行う。
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び・手続きを行う。
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討を行う。
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への教育・指導・研修を行う。

②身体拘束廃止委員会の構成員

- ア) 事務長
- イ) 相談員
- ウ) 看護師
- エ) 栄養士
- オ) 介護職

③委員は理事長が指名します。

④委員会に委員長をおき、委員長はその任にあたる。

委員長は必要に応じ委員を招集し、その議長となる。

委員長は特に必要と認めるときには、委員以外の者を出席させ、意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。

⑤委員の任期は1年とします。ただし再任は妨げない。

また千鳥園介護職に関しては、拘束対象利用者の居室担当者が必ず委員に含まれるようにする。居室担当者は3ヶ月毎に変更されるため、随時該当職員が構成委員となる。

⑥欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

⑦委員は任期が満了した場合においても、新たに委員が選出されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

⑧身体拘束廃止委員会の開催

- ・1ヶ月に1回定期開催する。
- ・緊急やむを得ない身体拘束が必要な事例が生じた場合には緊急に開催する。
- ・その他必要時には随時開催する。

⑨委員会での検討結果について、速やかに理事長に報告するものとする。

⑩この規定に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

4. 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) 緊急身体拘束廃止委員会の実施

- ①緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を緊急に招集します。
- ②身体拘束による利用者の心身の損害や、拘束をしない場合のリスクについて検討します。
- ③身体拘束を行うことを選択する前に、緊急やむを得ない場合の例外三原則の3要素すなわち切迫性・非代替性・一時性の全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。
様式：【緊急身体拘束廃止委員会記録】
- ④要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。

様式：【記録1】

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

- ①身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。
- ②身体拘束の同意期限を越えなお拘束を必要とする場合については、現在の利用者の状況・まだ拘束を必要とする理由・今後の方向性などを確認説明し、同意を得た上で実施します。
- ③その際には、また新たに拘束期間を設け、本人・家族に対する説明書を作成します。

様式：【記録1】

(3) 経過観察と再検討の記録

- ①身体拘束が開始された時点から、専用の書式に経過観察を記録します。
様式：【記録2】
- ②この書式には、拘束の理由・方法・時間帯・開始期日・解除予定日を記入します。
- ③各勤務帯の担当職員は、実際の拘束時間帯を赤色のペンで記録し、担当勤務帯の本人の心身状態についての観察記録を記入し、サインします。
- ④長くても1週間ごとに、必要時にはその間に適宜、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法の変更等について再検討します。再検討に際しては、介護職員・看護師・相談員が参加するものとし、必要であれば医師の参加もしくは意見・指示を仰ぎます。
- ⑤拘束方法や時間帯の変更があれば、その旨をすべての職員に周知させ、経過観察記録用紙も新たなものに更新します。
- ⑥経過観察・再検討記録は更新時に理事長及び施設長に提出し、確認印を押印後に、ファイルします。2年間は保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします

(4) 拘束の解除

- ① (3) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合には、速やかに身体拘束を解除します。
- ② 拘束を解除した旨を、本人・家族に報告します。

様式：【記録3】

(5) 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ① 本指針は書面として備え置き、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ閲覧に供するものとします
- ② 当法人では、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとします。

(6) 定例身体拘束廃止委員会の開催

- ① 定例の身体拘束廃止委員会は月1回開催します。
- ② 委員会では、現在の身体拘束事例の各状況および身体拘束解除に至った事例を担当者が説明し、各事例における拘束の妥当性・今後の方向性・手続きの不備の有無などについて委員全員で確認検討します。
- ③ また、身体拘束解除に必要な現場体制の整備等について検討します。
- ④ 委員会での検討内容について記録し、職員会での各委員会報告で報告します。
記録は3年間保存します。

様式：【定例身体拘束廃止委員会記録】

5. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

【施設長】

- 1) 身体拘束廃止委員会の総括管理を行う。
- 2) ケア現場における諸問題の総括責任者である。

【医師】

- 1) 医療行為への対応を行う。
- 2) 看護職員との連携を行う。
- 3) 医学的専門知識に基づき、身体拘束廃止に向けたアドバイス・指示を行う。

【相談員】

- 1) 身体拘束廃止に向けた職員への基本的教育を行う。
- 2) 医療機関・家族との連絡調整を行う。
- 3) 家族の意向に沿ったケアを確立するためのプランを立てる。
- 4) 施設のハード・ソフト面の改善について検討し、実践する。

- 5) チームケアの確立のため、各職種間の調整役を担う。
- 6) 記録の整備を行う。

【看護師】

- 1) 医師との連携を行う。
- 2) 施設における医療行為の範囲の整備を行い、実施する。
- 3) 重度化する利用者の状態観察を行う。
- 4) 記録の整備を行う。

【介護職員】

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- 2) 利用者の尊厳を理解する。
- 3) 利用者の疾病・障害等による行動特性を理解する。
- 4) 利用者個々の心身状態を把握し、基本的ケアに努める。
- 5) 利用者とのコミュニケーションを十分に取る。
- 6) 記録は正確かつ丁寧に記録する。

【事務長】

- 1) 身体拘束の現状について把握し、家族及び行政・関係機関からの問い合わせに際してスムーズに対応できるようにする。
- 2) 身体拘束廃止に向けて必要な施設のハード・ソフト面の改善点を把握し、対応する。

6. 身体拘束廃止のための職員教育・研修

介護に携わるすべての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- ①年2回以上の教育・研修の実施
- ②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③その他必要な教育研修の実施

附 則

この指針は令和6年12月1日から施行する

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

啓明園 対象利用者: 様 [No.]

1. 現在あなたの状態は下記の理由により身体拘束を必要としており、かつ下記のA・B・Cをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限の身体拘束を行います。
2. ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束致します。

記

- A 入所者(利用者)本人又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法が無い。
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による拘束の必要理由	
身体拘束の方法 <場所・行為(部位・内容)>	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束の開始期日	令和 年 月 日 : から
拘束解除予定日	令和 年 月 日 : まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日 社会福祉法人 啓明福祉会 啓明園 印
 施設長 水間 まり 印
 記録者

《利用者・家族の記入欄》

上記の件について説明を受け、確認・同意いたしました。

令和 年 月 日 氏名: 印
 (本人との続柄)

理事長	施設長

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

千鳥園 対象利用者: 様 [No.]

1. 現在あなたの状態は下記の理由により身体拘束を必要としており、かつ下記のA・B・Cをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限の身体拘束を行います。
2. ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束致します。

記

- A 入所者(利用者)本人又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法が無い。
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による拘束の必要理由	
身体拘束の方法 <場所・行為(部位・内容)>	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束の開始期日	令和 年 月 日 : から
拘束解除予定日	令和 年 月 日 : まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日 社会福祉法人 啓明福祉会 千鳥園 印
 施設長 水間 まり 印
 記録者

《利用者・家族の記入欄》

上記の件について説明を受け、確認・同意いたしました。

令和 年 月 日 氏名: 印
 (本人との続柄)

理事長	施設長

【記録2】

平成22年2月11日
様式改訂

理事長

園長

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

[No.]

対象利用者:

様

拘束の理由													
拘束の方法													
拘束の時間帯													
拘束の開始期日	令和	年	月	日	:	~	拘束解除予定日	令和	年	月	日	:	まで

月/日	拘束時間帯チェック表								各勤務帯での心身状態観察記録				記録者サイン
/	9	10	11	12	13	14	15	16					
	17	18	19	20	21	22	23	24					
/	1	2	3	4	5	6	7	8					
	/	9	10	11	12	13	14	15					
17		18	19	20	21	22	23	24					
/	1	2	3	4	5	6	7	8					
	/	9	10	11	12	13	14	15					
17		18	19	20	21	22	23	24					
/	1	2	3	4	5	6	7	8					
	/	9	10	11	12	13	14	15					
17		18	19	20	21	22	23	24					
/	1	2	3	4	5	6	7	8					
	/	9	10	11	12	13	14	15					
17		18	19	20	21	22	23	24					
/	1	2	3	4	5	6	7	8					
	/	9	10	11	12	13	14	15					
17		18	19	20	21	22	23	24					
/	1	2	3	4	5	6	7	8					

《再検討会会議録》開催日: 令和 年 月 日 : ~ : 記録者氏名:

再検討結果		参加者名	
-------	--	------	--

【記録3】 身体拘束解除に関する報告書及び確認書

啓明園 対象利用者： 様

令和 年 月 日より、緊急やむを得ず下記のとおり身体拘束を
実施させて頂いておりましたが、その後の経過で、現在拘束が必要でな
くなったため、令和 年 月 日にて身体拘束を解除いたしました。

拘束が必要であった理由	
身体拘束の方法 <場所・行為(部位・内容)>	
拘束の時間帯及び時間	
拘束の開始期日	令和 年 月 日 : から
拘束解除予定日	令和 年 月 日 : まで
実際の拘束解除日	令和 年 月 日 : をもって解除
身体拘束解除に至った経緯	

以上、ご報告申し上げます。

令和 年 月 日
 社会福祉法人 啓明福祉会 啓明園
 施設長 水間 まり 印
 記録者 印

《利用者・家族の記入欄》

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日
 氏名： 氏名： 印
 (本人との続柄) (本人との続柄)

理事長 施設長

【記録3】 身体拘束解除に関する報告書及び確認書

千島園 対象利用者： 様

令和 年 月 日より、緊急やむを得ず下記のとおり身体拘束を
実施させて頂いておりましたが、その後の経過で、現在拘束が必要でな
くなったため、令和 年 月 日にて身体拘束を解除いたしました。

拘束が必要であった理由	
身体拘束の方法 <場所・行為(部位・内容)>	
拘束の時間帯及び時間	
拘束の開始期日	令和 年 月 日 : から
拘束解除予定日	令和 年 月 日 : まで
実際の拘束解除日	令和 年 月 日 : をもって解除
身体拘束解除に至った経緯	

以上、ご報告申し上げます。

令和 年 月 日
 社会福祉法人 啓明福祉会 千島園
 施設長 水間 まり 印
 記録者 印

《利用者・家族の記入欄》

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日
 氏名： 氏名： 印
 (本人との続柄) (本人との続柄)

理事長 施設長

【啓明園】 定例身体拘束廃止委員会記録

＜検討対象期間内に実施された身体拘束禁止行為とその転帰＞（数値を記入する。）

拘束内容	総数	解除	中止	継続
①徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。				
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。				
③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。				
④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。				
⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等を付ける。				
⑥車椅子・イスからずり落ちたり立ち上がりたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルを付ける。				
⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。				
⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。				
⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。				
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。				
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。				
	計			

＜拘束解除事例の具体的内容及びその後の経過＞

利用者氏名	拘束方法	解除年月日	その後の経過及び問題点の有無

＜拘束中止事例の具体的内容及びその原因＞（原因に○をつける）

利用者氏名	拘束方法	中止年月日	原因	
			入院	退所

＜拘束継続事例の現在の状態と評価＞

利用者氏名	拘束方法	解除予定日	拘束の妥当性	今後の方向性	問題点の有無

＜身体拘束解除に向けた施設としての検討課題など＞

記録者氏名： _____

印

【千鳥園】 定例身体拘束廃止委員会記録

＜検討対象期間内に実施された身体拘束禁止行為とその転帰＞（数値を記入する。）

拘束内容	総数	解除	中止	継続
①徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。				
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。				
③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。				
④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。				
⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等を付ける。				
⑥車椅子・イスからずり落ちたり立ち上がりたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルを付ける。				
⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。				
⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。				
⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。				
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。				
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。				
	計			

＜拘束解除事例の具体的内容及びその後の経過＞

利用者氏名	拘束方法	解除年月日	その後の経過及び問題点の有無

＜拘束中止事例の具体的内容及びその原因＞（原因に○をつける）

利用者氏名	拘束方法	中止年月日	原因	
			入院	退所

＜拘束継続事例の現在の状態と評価＞

利用者氏名	拘束方法	解除予定日	拘束の妥当性	今後の方向性	問題点の有無

＜身体拘束解除に向けた施設としての検討課題など＞

記録者氏名： _____

印

【啓明園】緊急身体拘束廃止委員会記録

開催日	令和 年 月 日	～	：
出席者	事務長 相談員 栄養士 看護職 支援員		

対象利用者氏名	様	年齢	歳	入居年月日	平成・令和 年 月 日
---------	---	----	---	-------	-------------

<現在問題となっている心身の状態>

<想定される身体拘束禁止行為> (該当項目に○を付ける。)

() ①徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 () ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 () ③自分で降りられないように、ベッドを柵 (サイドレール) で囲む。
 () ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
 () ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等を付ける。
 () ⑥車椅子・イスからずり落ちたり立ち上がりたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テールを付ける。
 () ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
 () ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣 (つなぎ服) を着せる。
 () ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
 () ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 () ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【身体拘束の具体的な方法】

<身体拘束をした場合に考えられる心身の損害について>

<身体拘束をしない場合のリスクについて>

<例外三原則を満たしているか> (各項目を満たしていれば○をつける。)

() ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 [考え得る生命・身体が危険にさらされる可能性]
 ・上記<身体拘束をしない場合のリスクについて>と同じ
 () ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 [考え得る代替介護方法とそれによる問題点]
 () ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
 [行動制限を一時的なものにできるか]
 ・上記【身体拘束の必要な時間帯】に限定できる。

以上、身体拘束に関する検討の結果、今回の事例において、身体拘束を () 実施する () 実施しない と決定した。

理事長	施設長

記録者氏名： 印

【千鳥園】緊急身体拘束廃止委員会記録

開催日	令和 年 月 日	～	：
出席者	事務長 相談員 栄養士 看護職 介護職		

対象利用者氏名	様	年齢	歳	入居年月日	平成・令和 年 月 日
---------	---	----	---	-------	-------------

<現在問題となっている心身の状態>

<想定される身体拘束禁止行為> (該当項目に○を付ける。)

() ①徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 () ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 () ③自分で降りられないように、ベッドを柵 (サイドレール) で囲む。
 () ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
 () ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等を付ける。
 () ⑥車椅子・イスからずり落ちたり立ち上がりたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テールを付ける。
 () ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
 () ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣 (つなぎ服) を着せる。
 () ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
 () ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 () ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【身体拘束の具体的な方法】

<身体拘束をした場合に考えられる心身の損害について>

<身体拘束をしない場合のリスクについて>

<例外三原則を満たしているか> (各項目を満たしていれば○をつける。)

() ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 [考え得る生命・身体が危険にさらされる可能性]
 ・上記<身体拘束をしない場合のリスクについて>と同じ
 () ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 [考え得る代替介護方法とそれによる問題点]
 () ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
 [行動制限を一時的なものにできるか]
 ・上記【身体拘束の必要な時間帯】に限定できる。

以上、身体拘束に関する検討の結果、今回の事例において、身体拘束を () 実施する () 実施しない と決定した。

理事長	施設長

記録者氏名： 印